

小山工業高等専門学校点検評価規程

制 定 平成20年4月1日

最終改正 平成22年4月1日

(趣旨)

第1条 小山工業高等専門学校(以下「本校」という。)が、本校の教育研究水準の向上を図り、かつ、本校の目的及び社会的使命を達成するため、学校教育法に基づく点検及び評価並びに認証評価、外部からの点検及び評価並びに日本技術者教育認定機構による技術者教育プログラムの審査等(以下「点検及び評価等」という。)の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委員会)

第2条 本校の点検及び評価等を円滑に実施するために、点検評価委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会に関して必要な事項は別に定める。

(点検及び評価事項等)

第3条 点検及び評価等の事項及び実施については、委員会が別に定める。

(点検評価結果の対応)

第4条 校長は、点検及び評価等の結果について委員会に検証させるとともに、教育研究等の改善にこれを反映させるものとする。

2 校長は、前項の検証結果に基づき、特に改善が必要と認められるものについては、関連する委員会等にその改善策の検討を付託する。

(雑則)

第5条 この規程に定めるもののほか、点検及び評価等に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

2 小山工業高等専門学校点検評価規程(平成10年4月22日制定)は、廃止する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。